

通学支援についての検討経過報告

所掌事項	通学支援
担当専門部会	通学対策部会 第8回部会 1/28 第9回部会 3/12 第10回部会 (4/7 書面開催)
報告日	令和3年4月14日(水)
	<p>スクールバスの運用と通学支援</p> <p>スクールバスに乗り遅れた生徒への対応について</p> <p>中学校生活は、通学も含め学校生活のルールや社会のルールに基づいているものであり、社会性を身につけていく機会でもあります。時間を守るということも大切にしていきたいことのひとつです。ただ、スクールバスに遅れた時、登校手段がなければ学習の機会がなくなってしまうことも考えられます。</p> <p>スクールバスに乗り遅れた生徒への通学支援についての検討</p> <ul style="list-style-type: none">○スクールバスは定刻になれば次の乗降場所に向かって出発します。生徒には、朝余裕をもって自宅を出るように各家庭でも指導していただきます。○スクールバス乗り遅れた場合は、保護者等の責任で登校させてもらいます。例えば、保護者等が送迎する、路線バスを利用するなどの方法で登校させてください。○路線バス等を利用する生徒には、交通費の一部を補助するなど、令和4年度の町予算への計上を含めた検討を進めていきます。○スクールバスに乗り遅れた生徒が、路線バスの停留所まで自転車を使用するための駐輪場所（公共施設等）の確保にかかる検討を進めていきます。